

2. インターネットを利用したサービスによる特許侵害

特許権侵害は、単一の主体が特許発明の全ての構成要件を充足する実施行為を行っている場合に成立することが原則であるが、インターネットを介したサービスにおいては、情報処理を分散することが容易であり、複数主体が情報処理に関与しやすいという特性がある。

複数主体が実施行為に関与した場合を念頭に、従来の特許発明の実施ないし実施主体の概念を解釈で修正する試みが行われているが、未だ確立された法理論は見当たらず、特許権者及び情報通信サービスの提供者の双方にとって予見可能性が担保されているとは言い難い状態にある。

そこで、本報告書では、特許権者及び情報通信サービスの提供者の双方からの予見可能性を担保するために、特許発明に複数主体が関与する場合に関する国内及び米国の制度及び裁判例を俯瞰し、インターネットを介した情報通信サービスを念頭に、複数主体が関与する情報システムに関する特許発明について、実施主体と認められる要件について検討した。

<担当講師>

松田 俊治 長島・大野・常松法律事務所 弁護士

<グループメンバー（塾生）>

浦口 幸宏 特許庁 審査官

大杉 卓也 ユニード国際特許事務所 弁理士

黒川 美陶 特許庁 審査官

滝澤 ゆかり 株式会社日本電気特許技術情報センター

仁木 覚志 西村あさひ法律事務所 弁護士